

那覇市公報

第 1 5 1 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 平成21年（2009年）11月那覇市議会臨時会の招集について…………… 900
- 平成21年（2009年）11月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）…………… 900

消防本部訓令

- 那覇市消防本部救急業務規程の一部を改正する訓令（消防本部訓令）…………… 902

上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について
（上下水道局給排水設備課）…………… 903
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について（上下水道局給排水設備課） 903
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について（上下水道局給排水設備課）…… 904
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて（上下水道局給排水設備課）… 905

選挙管理委員会告示

- 選挙人名簿の縦覧場所について…………… 905
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について…………… 906

告 示

那覇市告示第120号

平成21年10月30日

掲 示 済

平成21年（2009年）11月那覇市議会臨時会の招集について

平成21年（2009年）11月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成21年11月2日（月）
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名
（1）米軍普天間飛行場の県外・国外への移設を求める意見書

那覇市告示第121号

平成21年11月2日

掲 示 済

平成21年（2009年）11月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成21年（2009年）11月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

委員会への付託陳情

那覇市青年団体連絡会に対する補助金について

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第 1 3 号

平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日

施 行 済

那覇市消防本部救急業務規定の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市消防本部救急業務規程の一部を改正する訓令

那覇市消防本部救急業務規程（昭和61年消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、消防法(昭和23年法律第186号)<u>第35条の5の規定に基づく</u>救急業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (任命) 第5条 消防長は、次に掲げる資格を有する職員のうちから救急隊員(以下「隊員」という。)を任命する。 (1) [略] (2) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)<u>第50条</u>に規定する講習の課程を終了した者 (3) [略]	(趣旨) 第1条 この規程は、消防法(昭和23年法律第186号)<u>第1条に規定する</u>救急業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (任命) 第5条 [略] (1) [略] (2) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)<u>第51条</u>に規定する講習の課程を終了した者 (3) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成21年10月30日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 2 5 号

平成 2 1 年 1 1 月 4 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 2 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者
1 7 5	株式会社三光電設	石垣市字平得 2 1 2 番地	石垣 武弘

那覇市上下水道局告示第 2 6 号

平成 2 1 年 1 1 月 4 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

新規指定

指定 (登録) 番号 第 4 2 4 号
指定工事店名 大屋設備
営業所所在地 沖縄市安慶田 2 丁目 1 9 番 2 4 号 2 F
代表者名 安里 進

有効期間 自 平成21年10月30日
至 平成26年3月31日

那覇市上下水道局告示第27号
平成21年11月4日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定（登録）番号 第261号
指定工事店名 那覇衛生設備
営業所所在地 南風原町字津嘉山221番地
代表者名 仲里 盛智
指定の有効期間 平成17年4月1日
平成22年3月31日
異動年月日 平成21年10月22日
異動事由 住所の変更

指定（登録）番号 第383号
指定工事店名 有限会社 大丸設備
営業所所在地 西原町字翁長594番地 リッチプラザV V 2-A
代表者名 兼城 聡
指定の有効期間 平成17年11月21日
平成22年3月31日
異動年月日 平成21年10月28日
異動事由 住所の変更

那覇市上下水道局告示第 2 8 号

平成 2 1 年 1 1 月 4 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定 (登録) 番号	第 2 9 5 号
指定工事店名	株式会社 三光電設
営業所所在地	石垣市字平得 2 1 2 番地
代表者名	石垣 武弘
取消し日	平成 2 1 年 1 1 月 2 日
取消し理由	事務所閉鎖

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 4 3 号

平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 2 3 条第 2 項の規定により、平成 2 1 年 1 2 月 3 日から同年 1 2 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第44号

平成21年11月16日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第2項の規定により、平成21年12月3日から同年12月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
 那覇市選挙管理委員会事務局